平成 24 年 7 月 4 日

平成25年度地域自主戦略交付金に関する地方ヒアリングにおける主な意見

## 1. 地域自主戦略交付金に対する評価

- ・ 各府省の枠にとらわれず、地方の実情に応じ、自主的な判断で対象事業を選択し、優先的に実施すべき事業に重点配分することができた。「知事会、指定都市」
- ・ 事業実施計画の策定段階で所管府省の枠を超えた事業間での国費の調整ができ、地方の 自由度が高まった。[指定都市]
- ・ 年度途中の環境変化や事業の執行状況に応じ、地方の裁量で所管府省を超えて流用する ことが可能となった。[知事会、指定都市]
- ・ 平成24年度において対象事業の拡大など、一定の進化が見られた。[知事会]
- ・ 指定都市への導入により、地域の自主性を高める取組が一歩前進することとともに、 配分に「人口」の指標が採用されるなど、これまでの要請が一定程度反映された。[指定都市]

# 2. 地域自主戦略交付金(都道府県・政令指定都市分)に係る意見

### (総額)

- ・ 地方が必要とする公共事業を着実に実施できるよう平成 24 年度予算額と同額以上を確保 するなど、必要な予算総額を確保すること。「知事会、指定都市」
- ・ 対象事業の拡大に当たっては、拡大に見合った予算額を確保すること。[知事会]
- ・ 北海道・奄美・離島分の予算額については、引き続き別枠とし、地方が必要とする予算総額 を確実に措置すること。「知事会」
- 大都市特有の財政需要を勘案しながら、投資の重点化等を検討すること。[指定都市]

#### (対象範囲)

- 国と地方の役割を整理し、大規模な事業など地域毎に偏在性があるものや年度間で大きな変動のあるものを除き、それ以外の事業については、地方の自由裁量が発揮できるよう、 一括交付金の対象とすること。[知事会]
- ・ 地域の自主性を生かした事業選択が可能なもの、都市や年度間の事業量格差が比較的小さいもの、従来の国庫補助金との区分に規模による要件等が設定されているために使い 勝手が悪くなっているものは、一括交付金に移行すること。「指定都市」
- 大規模事業のうち、「国と地方との役割分担」により地方が担うべき事業については、事業

量の年度間偏在の解消という課題はあるが、将来的には一括交付金の対象となるよう取り組むこと。[指定都市]

本来国の責任において措置すべきもの、特定地域固有に交付されるもの(例:活動火山周辺地域防災営農対策事業など)、大規模地震対策など対策すべき地域に偏在性のあるものは一括交付金の対象とせず、別途財源措置すること。[知事会]

### (配分)

- ・ 引き続き継続事業の適正な事業量に配慮しつつ、客観的指標による配分の割合をより一層 拡大すること。[知事会]
- 指定都市では継続事業分の算定方法についての課題がある一方で、客観的指標による配分については概ね理解を得られていることから、継続事業分の算定方法の見直しや客観的指標による配分割合の拡大について、地方の意見を聞きながら対応すること。[指定都市]
- ・ 客観的指標に基づく配分については、条件不利地域や社会資本整備の遅れている地域等 の実情をより一層考慮したものとすること。[知事会]
- 配分方法については、予見可能な算定方法とするため、簡素なものとすること。[知事会]

#### (執行、手続き等)

- ・ 自治体の予算編成に支障を来さないよう、制度の概要(対象事業とその要件、配分の基本 方針等)を早期に示すこと。また、国の各府省、出先機関から発信される情報や、対応の統 一を図ること。「知事会、指定都市
- 補助金適正化法の適用除外とすること。「知事会」
- 各府省に予算を移し替えることなく、内閣府に一元化すること。「知事会、指定都市」
- 事務手続、提出書類について一層簡素化、共通化を図ること。[知事会、指定都市]
- ・ 各種事務手続の簡素化及び更なる予算の流用の弾力化など、より自由度が高く、活用しや すい制度とすること。「指定都市
- ・ 継続事業など必要な事業について、年度当初(4月1日)からの事業着手を可能とすること。 「知事会」

## 3. 政令指定都市以外の市町村分の一括交付金化

#### (総論)

- ・ 市町村向けの制度設計について、都道府県及び指定都市の運用状況等を踏まえ、「国と 地方の協議の場」等で自治体と十分協議し、合意形成を図ること。[市長会、町村会]
- ・ 市町村分への導入は、年度間の変動や地域間の偏在が大きいこと、総額確保の確実性 等課題があることから、極めて慎重に検討すること。「市長会、町村会]

- 年度間の変動が大きい町村においても必要な事業が計画的に実施できるものとすること。 「基金積立て」は事業執行年度の大幅なずれ、「地方債への充当」は長期にわたり国の予算を拘束することや地方債の償還に特定されること等問題がある。更に、首長の任期との関係もあり、政策の変更や住民要望の変化等にしっかり対応できる仕組みかどうか、十分慎重に検討すること。「町村会」
- ・ 先行して実施された都道府県、指定都市分の運用の中で、問題点、課題、改善意見等を 十分踏まえ、併せて、市町村特有の問題点等の整理、検討を行うこと。「市長会、町村会」
- 市町村分と都道府県分を明確に区分して制度設計すること。「知事会、町村会」
- 市町村が地域の実情に応じて活用できる自主性の高いものとすること。「市長会、町村会」
- ・ 客観的指標による交付金の額が持続可能か、また、今後問題となる老朽化対策に対応できるかなどの検討も必要であると考えるので、慎重に検討すること。[町村会]

### (総額、対象範囲)

- 従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく必要額を確保すること。「市長会、町村会」
- ・ 自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等や一部事務組合等に対する国庫補助金 等は対象外とすることともに、予算編成等に支障が生じることのないよう、早期に対象事業 等の情報提供を行うこと。「市長会」
- ・ 特定地域の特別の事情等により講じられている国庫補助金(離島振興関係補助金、史跡等 購入費補助金等)は対象外とすること。[町村会]
- ・ 既存の補助金等では想定していない新規事業を対象とすることや、地方が事業を提案追加できる柔軟性のある仕組みとすること。「町村会」
- ・ 総額は「国と地方の協議の場」で決定すること。「町村会」

#### (配分)

- ・ 団体間、年度間の事業費の変動は政令指定都市と比較して非常に大きいことから、臨時・ 巨額の財政負担が生じることとなる大規模な施設整備を実施した場合の課題についても 十分検討すること。「市長会
- 条件不利地域等に配慮するなど各団体の実情に応じた配分とすること。[市長会]
- ・ 交付額については積算根拠を明らかにし、自治体の予算編成等に支障が生じることがないよう、早期に明示すること。[市長会]
- 一括交付金化する補助金等の対象範囲、配分の基準となる客観的指標等の検討にあたっては、地方の意見を十分踏まえ、概算要求前に明確化し、予見できるものとすること。[町村会]
- ・ 地域間格差が拡大しないよう、財政力の弱い自治体や条件不利地域に手厚く配分すること。また、客観的指標による配分は、道路の改良率や下水道等の普及率などの社会資本の整備状況を考慮すること。「町村会」

#### (執行、手続き等)

- ・ 地方の自由度を高める観点から、国の事前事後の関与を極力縮小するとともに、手続の 簡素化など事務負担の軽減を図ること。「市長会、町村会]
- 事務手続が現行より都道府県、市町村ともに複雑化、負担増とならないようにすること。 「知事会」
- ・ 一括交付金化に伴う地方債措置については、新たな財政負担が生じることのないよう万 全の措置を講じること。「市長会]
- 補助金適正化法の適用除外とすること。「町村会」

## 4. 経常補助金の一括交付金化

- ・ 経常補助金は対象となり得る補助金等が限定され、地方が求める地方公共団体の自由度 の拡大や事業の効率化等に寄与しない可能性があり、全国画一的な現金給付や医療保険、 社会的弱者に対するサービス提供など、地方の自由裁量の働く余地のないものが太宗を 占めるため、慎重に検討すること。「知事会、市長会」
- ・ 全国画一的な「保険」、「現金給付」に対するものや地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な負担金、補助金は対象外とすること。特に社会保障、義務教育関係については、必要な施策の実施が確保される仕組みとすること。[知事会、町村会]

# <u>5. その他</u>

- ・ 経済対策のための補正予算については、地域活性化の観点から一括交付金の予算額の 確保を積極的に検討すること。「知事会
- 一括交付金化は本格的な税財源移譲までの過渡的な措置とし、税財源移譲に向けたスケジュールを示すこと。「知事会、指定都市、市長会」
- ・ 制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」などを活用し、地方の意見を十分に反映すること。[知事会、市長会、町村会]
- 中核市、特例市が提言を行っているため、ヒアリングの機会を設けること。[市長会]
- 一括交付金化の対象外となる国庫補助金等については、使途の拡大や手続きの簡素化を図ること。[町村会]
- ・ いわゆる「空飛ぶ補助金」のうち、地域振興に関するものなどは、広域的な視点で地域振興に責任を有する都道府県に交付すること。[知事会]
- ・ 東日本大震災で被災した市町村にマイナスの影響が生じることのないよう十分配慮する こと。「町村会]